

国民年金保険料免除制度について

国民年金保険料免除制度とは

経済的な理由で保険料の納付が困難な場合、申請し承認されることにより、保険料の全額、半額、4分の3または4分の1の納付が免除される制度です。

○免除期間の取り扱い

老齢、障害基礎年金などの受給資格を判断する期間に算入されますが、老齢基礎年金の年金額を計算する時は、保険料を納付した場合に比べ、次の額にそれぞれ減額されます。

- ・全額免除期間は2分の1
 - ・半額免除期間は4分の3
 - ・4分の3免除は8分の5
 - ・4分の1免除は8分の7
- (ただし、半額免除は半額の保険料を、4分の3免除は4分の1の保険

料を、4分の1免除は4分の3の保険料を納付しなければ未納扱いになります。)

○免除基準

申請者、配偶者、世帯主の前年所得をもとに、承認できるかどうか決定されます。

なお、失業や火災などの災害にあったため保険料の納付が困難になった場合は、本人所得に関わらず免除が承認される場合があります。

○平成22年度に免除承認された方

平成22年度(平成22年7月から平成23年6月)に全額免除、若年者納付猶予を承認された方で継続申請の手続きをされた方(希望された方)は申請書の提出は不要です。

ただし、半額免除は半額の保険料を、4分の3免除は4分の1の保険

出が必要です。

若年者納付猶予制度とは

学生でない30歳未満の方で、経済的な理由で保険料の納付が困難な場合、申請し承認されることにより、納付が猶予される制度です。

○若年者納付猶予期間の取り扱い

老齢、障害基礎年金などの受給資格を判断する期間に算入しますが、老齢基礎年金の年金額を計算するときは算入しません。

○若年者納付猶予基準

申請者、配偶者の前年所得をもとに、承認できるかどうか決定されます。

なお、失業や火災などの災害にあったため保険料の納付が困難になった場合、納付猶予が承認される場合があります。

○平成22年度若年者納付猶予が承認された方

平成22年度(平成22年7月から平成23年6月)に納付猶予を承認された方で継続申請の手続きをされた方(希望された方)は申請書の提出は不要です。

なお、平成22年度に失業などを理由に承認された方は、申請書の提出が必要です。

また、学生の方で、本人に前年の所得がない場合や所得が基準以下の場合には、申請して承認されることにより、国民年金保険料の納付が猶予されます。(学生納付特例制度)
※区役所・支所の保険年金課のほか、在学中の学校でも手続きができる場合があります。
学生証などが必要です。

○学生納付特例制度の対象者

大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(1年以上の課程に在籍)等に在籍する昼間部、夜間部、定時制、

通信制課程に在学する学生、生徒です。

○学生納付特例期間の取り扱い

老齢、障害基礎年金などの受給資格を判断する期間に算入されますが、老齢基礎年金の年金額には反映しません。

○学生納付特例基準

申請者の前年所得をもとに、承認できるかどうか決定されます。

なお、失業や火災などの災害にあったため保険料の納付が困難になった場合は、所得に関わらず学生納付特例が承認される場合があります。

○平成22年度学生納付特例が承認された方

引き続き申請される方は、年金事務所から送付された申請書(はがき)を平成23年4月中に提出してください。

問合せ先 保険年金課保険給付・年金担当(☎592-3109)

山科区交通問題研究会の報告書を取りまとめました

山科区では、交通問題の解決に向けて、「山科区交通問題研究会」を立ち上げ、議論を重ねて参りましたが、この度、3月14日に第4回会議を開催し、報告書を取りまとめました。

報告書では、公共交通機関の利用



促進や利便性向上のため、平成23年度に、交通事業者と関係行政機関による協議会を設置し、具体的な改善方策を検討していくこととしました。また、小型バスや乗合タクシーなどの新たな交通システムの導入については、特に住民が積極的に取り組むなどの条件が整っている地域において、地元住民、交通事業者、関係行政機関などが参加した協議の場を設置する方向で、検討を進めることとしました。さらに、区民一人ひとりのライフスタイルを、「クルマ」ではなく「歩くこと」を中心に転換して、「歩くまち・京都」の実現を目指すこととしました。



▲小野駅構内

このほか、すでに公共交通機関の連携を強化するため、地下鉄の小野、栂辻、東野駅への京阪バス時刻表の掲示や、公共交通機関の利用促進を図るため、小野駅を中心に、「小野駅周辺おでかけマップ」の作成を行うなど、研究会の成果も現れています。なお、報告書については、区のホームページで御覧になれます。

問合せ先 区まちづくり推進課(☎592-3088)

市政懇談会が開催されました

3月11日、区民と市政をつなぐパイプ役としてご活躍されている山科区市政協力委員連絡協議会の各学区会長と門川京都市長との懇談会が開かれました。

懇談会では、連絡協議会会長の河村代表が、「山科区基本計画の実現

に向けて、行政と共に、共汗・協働で積極的に取り組んでいきたい」とあいさつされました。また、市長からは、日ごろの協力や活動に対する感謝と、市政の発展に向けて、より一層の協力を呼び掛けられ、市長と各学区会長との意見交換が行われました。



問合せ先 区まちづくり推進課(☎592-3088)

山科区を健康に歩いて楽しもう！街中どこでも無料のジム！ メタボ予防や仲間づくりにどうですか？「山科ウォークーズ」開催

ウォーキングは簡単に気軽に始めることができ、健康づくりに最適な有酸素運動の一つです。区内の見どころを歩きながら再発見しましょう。



日時・内容

日時	内容
5月19日(木)	健康づくり、歩き方の基本 講義と実習(健康運動指導士)
5月26日(木)	午後1時30分～3時30分(受付は午後1時15分～) 山科再発見についてのお話 みんなで「歩こう会」を企画しよう
6月2日(木)	歩こう会1回目(山科再発見/ウォーキング)
6月16日(木)	歩こう会2回目(健康運動指導士と一緒にウォーキング)

※参加者には歩数計を貸し出します
場所 区大会議室(5月26日は第3会議室)
対象 区内在住の69歳までの方で以

下のいずれかに該当する方
①健康づくりに興味がある方
②仲間づくりとウォーキングをしたい方

③歩いて区内の良さを再発見したい方
④山科区をもっと知りたい方
⑤運動のきっかけがほしい方
※4回参加可能で、医師からの運動制限のない方に限る
定員 30名
費用 無料
申込方法 4月28日(木)までに電話にて申し込み(申込多数の場合は抽選)。
問合せ先 区健康づくり推進課成人保健・医療担当(☎592-3477)

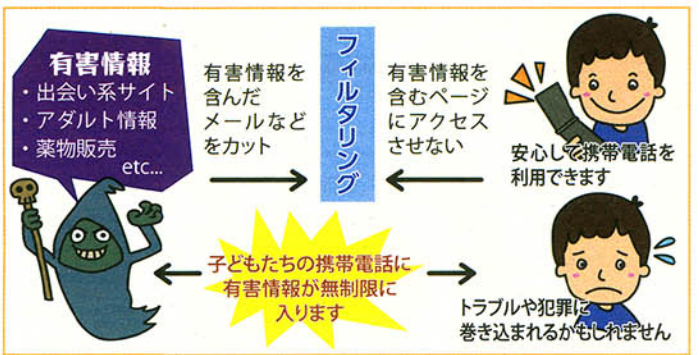


子どもたちの携帯電話等にフィルタリングサービスを！

携帯電話等のインターネットを通じて子どもたちが被害

子どもたちが携帯電話からのインターネット接続を介し、アダルトサイトや出会い系サイトなどからの有害情報に接することによるトラブル

や犯罪被害が発生しています。フィルタリングサービスを利用して被害防止
フィルタリングサービスとは、有害な情報等から子どもたちを守るため、不適切なサイトや有害な情報を表示させないサービスです。携帯電話等のフィルタリングサービスは各携帯電話等事業者ごとにサービスを提供していますので、各事業者にご相談ください。



子どもたちに有害情報を見せない、見させないのは保護者の責任です！
問合せ先 山科警察署(☎575-0110)

情報掲示板

文字の見方
時＝日時
場＝場所
対＝対象
定＝定員
費＝費用
必＝必要なもの
申＝申込方法
問＝問合せ先

申請・手続き

■固定資産税の住宅用地に関する申告と調査のお願い

住宅の敷地として利用されている土地(住宅用地)は、固定資産税が軽減されています。住宅用地を店舗や貸しガレージなど住宅以外の用途の敷地に変更された場合や、住宅以外の敷地から住宅用地に変更された場合は、物件のある区固定資産税課(課税課)へ必ず申告してください。☎区固定資産税課土地担当(☎592-3164)

■平成23年度介護保険料通知書の送付について

京都市の介護保険第1号被保険者(65歳以上の方)を対象に、平成23年度の介護保険料の通知書を、4月下旬までにお届けします。

今回の通知書でお知らせする保険料は、平成22年度の市民税をもとに仮に計算したものです。平成23年度の市民税が確定した後の7月に保険料を計算し直し、確定通知書をお届けします。

○平成23年4月の年金から保険料の引き落とし(特別徴収)が開始となる方・口座振替の方

通知書に納付書は付いていません。○平成23年6月の年金から保険料の引き落とし(特別徴収)が開始となる方

今回の通知書に4月分・5月分の2枚の納付書が綴られています。○それ以外の方は、今回の通知書に4月分から6月分までの3枚の納付

書が綴られています。

納付書が付いている場合は、納期限までに最寄りの金融機関またはゆうちょ銀行(郵便局)で納めてください。毎月、納付書で直接お納めいただく方には、便利な口座振替をお勧めします。

申し込みは、次の1～3のものををお持ちのうえ、取引口座のある金融機関またはゆうちょ銀行(郵便局)で申し込みください。

- 1 「介護保険料の通知書」
- 2 「預金通帳」または「貯金通帳」
- 3 「口座届出印」

○平成23年2月の年金から保険料が引き落とし(特別徴収)となった方
今回の通知はありません。

4、6、8月の年金からの引き落としは2月と同額の保険料額となります。平成23年度の確定した保険料額と10月以降の引き落とし額は、7月にお知らせします。

○平成22年度の介護保険料額が大きく変更となった方

申請により平成23年8月の年金からの引き落とし額(仮徴収額)を変更できる場合があります。申請については、平成23年5月中旬に手続を行ってください。☎区福祉介護課介護保険担当(☎592-3290)

■平成23年度の京都市国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納付は口座振替のご利用を

口座振替をご利用になりますと、毎月納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もなくとても便利です。

申し込みは、領収書または納入通知書など国民健康保険記号番号(後期高齢者医療制度は、被保険者番号と徴収番号)の分かるもの、預金(貯金)通帳、口座の届出印をお持ちのうえ、金融機関、ゆうちょ銀行(郵便局)、区保険年金課のいずれかの窓口へお越しください。

申し込み後、手続きが完了するまで2カ月ほど掛かります。早目に申

し込みください。

※国民健康保険の口座振替は、一部の金融機関については、キャッシュカードをお持ちであれば保険年金課窓口で申し込み手続きが完了します。※特別徴収の対象の方で、口座振替での納付に変更することを希望される場合は、区保険年金課へご相談ください。☎区保険年金課資格担当(☎592-3105)

保険料の納め忘れはありませんか

保険料の負担の公平性を保つため、財産などについて調査し、給与、預貯金、不動産、生命保険、年金等の財産を差し押さえます。保険料の滞納がある場合は至急納付してください。☎区保険年金課徴収推進担当(☎592-3107)

■後期高齢者医療制度からのお知らせ

平成23年度の後期高齢者医療保険料の額や納付方法は、次のとおりです。

特別徴収(年金からの天引き)の方

平成22年度から引き続き、特別徴収される方は、平成23年2月に特別徴収された額と同額の保険料額が、平成23年4、6、8月に支給される年金から特別徴収されます(仮徴収)。平成23年度の正式な保険料額と、平成23年10、12月及び平成24年2月に特別徴収する保険料額については、7月にお知らせします(平成23年4月にお知らせは送付しません)。

平成23年4月から新たに保険料が特別徴収される方は、平成22年度の保険料額に基づいて平成23年4、6、8月に特別徴収する額を決定しています(該当の方に、別途お知らせをさせていただきます)。

普通徴収(納付書による納付または口座振替)の方

平成23年度の正式な保険料額と、7月～平成24年3月の納付額は、平

成23年度の市民税額決定後、7月にお知らせします(平成23年4月にお知らせは送付しません)。4月から6月の納付はありません。☎区保険年金課資格担当(☎592-3105)

相談

■無料法律相談

時毎週水曜日。13:30～15:30。☎区第2会議室。定15名。☎当日8:30から整理券配布。先着順。☎区まちづくり推進課(☎592-3088)

■無料行政相談

時5月12日(木)13:30～16:00。☎区第2会議室。☎区まちづくり推進課(☎592-3088)

■行政書士の市民困りごと相談会

時5月17日(火)14:00～16:00。☎無料。☎区第2会議室。☎京都府行政書士会第6支部事務局(☎583-3230)

イベント・講座

■地域子育て相談事業

ひよこ「元気に親子体操」

時5月18日(水)14:00～。☎上靴、動ける服装。☎アヴェ・マリア幼稚園(御陵中筋町3)。☎1歳6カ月～未就園児。☎200円(おやつ付き)。☎電話。☎アヴェ・マリア幼稚園(☎592-6404)

■山科図書館(☎581-0503)

※開館時間:10:00～19:30(土・日・祝は～17:00)。休館日:火曜日(祝日の場合翌平日)と第2・4水曜日。

「子ども読書の日」お楽しみ会

時4月16日(土)、17日(日)、18日(月)(赤ちゃん向き)、23日(土)、24日(日)。いずれも11:00～。

よんでよんで赤ちゃんの会
時5月9日(月)11:00～。
赤ちゃん絵本の読み聞かせ
テーマ図書の展示と貸出
5月 一般書 「憲法」



人口統計 (3月1日現在)	世帯数 人 口	58,459世帯 135,922人
交通事故(概数) (関係含む) (3月15日現在)	交通事故 死 傷 者	220件(+8) 1人(+1) 267人(-12)
火災・救急 (3月15日現在)	火 災 救 急	4件(+0) 1,271件(+24)
※()内は昨年同月比		